

保険料減額対象者について

次の条件を全て満たしている甲種組合員は申請することができます。

- ・令和7年中に歯科診療所(個人事業所)を開設している
 - ・令和7年度以前に福岡県歯科医師国民健康保険組合に加入している
 - ・「令和7年分の所得税の確定申告書」→「収入金額等」→「事業収入」→「営業等」(下図赤枠)欄に記載の金額が2,400万円未満(※)である
- ※年の途中で開業した場合は、1年間に均した額で判定します。

例) 事業収入が600万円、開業が10月の場合

$$600\text{万円} \div 3\text{ヵ月}(10 \cdot 11 \cdot 12\text{月}) \times 12\text{ヵ月} = 2,400\text{万円}$$

営業収入を2,400万円に判定するため、保険料減額の対象外です。

☆ ただし、令和7年度以前から福岡県歯科医師国民健康保険組合の加入者であり、令和7年中は歯科診療所(個人事業所)を休診したため、収入が少なく確定申告を行っていない甲種組合員も申請することができます。

税務署長 令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書 FA2202

納税地	個人番号(マイナンバー)	生年月日	フリガナ	
現在の住所又は居所事業所等	氏名			
令和7年1月1日の住所	職業	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
所得区分	種類	特農の表示	整理番号	電話番号 自宅・勤務先・携帯
収入 (単位は円)	事業 営業等	区分1	区分2	課税される所得金額 (12-20)又は第3条上の②に対する税額又は第3条の④
	事業 農業	区分1	区分2	③
	不動産	区分1	区分2	配当控除 ③

第一表 (令和四年分以降)

添付資料について

- ・令和7年分の所得税の確定申告書(第一表)のコピー
ただし、電子申告の場合は、「受信通知」を所得税の確定申告書(第一表)に併せて添付してください。
- ・令和7年中は休診しており、確定申告を行っていない場合は令和7年の期間の休止届のコピー

保険料減額の議決(承認)について

受信月(※)の翌月の会議にて議決を受けた後、甲種組合員の令和8年度の**医療保険料(前期高齢者納付金は対象外)**が軽減されます。

また、軽減前の差額保険料は受信月の翌々月末に指定口座に返金します。
なお、時効については下段「時効について」のとおりになりますので、ご確認ください。

※受信月とは書類が到着した月のことを指します。

不備・不足書類があった場合、それらが解消された月が受信月となります。

基本額	医療保険料(甲種)	30,000円
減額後 医療保険料	「営業等」欄に記載の金額	
	1,200万円以上2,400万円未満	21,500円
	240万円以上1,200万円未満	16,500円
	240万円未満(0円を除く)	12,500円
	0円	9,000円

時効について

保険料の時効は、国民健康保険法で2年です。

受信月に対する保険料減額適用期間・適用月数については下の表をご覧ください。

なお、令和7年度中に身分の変更や、事業所を法人化された場合はその限りではありません。

受信月(※上記参照)	減額適用期間	適用月数
令和10年 1月以前	令和8年 4月～令和9年 3月	12ヵ月
令和10年 2月	令和8年 4月～令和9年 3月	12ヵ月
令和10年 3月	令和8年 5月～令和9年 3月	11ヵ月
令和10年 4月	令和8年 6月～令和9年 3月	10ヵ月
令和10年 5月	令和8年 7月～令和9年 3月	9ヵ月
令和10年 6月	令和8年 8月～令和9年 3月	8ヵ月
令和10年 7月	令和8年 9月～令和9年 3月	7ヵ月
令和10年 8月	令和8年10月～令和9年 3月	6ヵ月
令和10年 9月	令和8年11月～令和9年 3月	5ヵ月
令和10年 10月	令和8年12月～令和9年 3月	4ヵ月
令和10年 11月	令和9年 1月～令和9年 3月	3ヵ月
令和10年 12月	令和9年 2月～令和9年 3月	2ヵ月
令和11年 1月	令和9年 3月～令和9年 3月	1ヵ月

その他留意事項

保険料減額申請は、前年の営業収入によるため、**毎年度申請してください。**